

別記様式1(9条関係)

※初回申し込み締め切り5/10(金)まで

それ以降は随時申し込みいただけます。

★申込届出窓口

人吉市小学校社会体育運営委員会  
(事務局:教育部社会教育課)

## 人吉市小学校社会体育 加入申込書

人吉市小学校社会体育に加入するにあたり、自己責任において活動に支障のない健康状態で参加し、万が一怪我や事故があった場合、加入したスポーツ安全保険の範囲内での対応に応じ、規則を遵守することを誓約して加入を申し込みます。

### <児童申し込み欄>

申込日	年 月 日	学校名	小学校			
ふりがな			学年・組	年 組	性別	男・女
氏名						
生年月日	平成 年 月 日生	年齢	歳			
住所	〒 -		アパート・マンション・団地名・号室も記入			
保護者の方の同意が必要です。 右欄に保護者名と続柄を記入し押印してください。			ふりがな			続柄
緊急 連絡先①	氏名	自宅	—	—		
	続柄( )	携帯	—	—		
		職場	—	—		
緊急 連絡先②	氏名	自宅	—	—		
	続柄( )	携帯	—	—		
		職場	—	—		
◆健康状態 指導者に知っておいてほしい事項があればご記入ください。また、その対処法も併せてご記入ください。						

◆会費(会費は年額払いとなります。)

年額7,000円(月額1,000円)

※会費の支払い方法にチェックをいれてください。

支払方法	<input type="checkbox"/> 一括払い	加入申込締切日の2019年5月10日(金)までに納付ください。
	<input type="checkbox"/> 2期払い	1期目は、2019年5月10日(金)までに4,000円を納付ください。 2期目は、2019年9月30日(月)までに3,000円を納付ください。
納付方法	<b>【窓口払い】</b> 市役所仮本庁舎(人吉市カルチャーパレス)1階 教育部社会教育課スポーツ振興係 <b>【口座振込】 ※振込手数料は、申込者の負担となります。</b> 銀行名:肥後銀行 人吉支店 普通預金 口座番号:1944695 ヒトヨシシヨウガッコウシヤカイトイクンエイインカイ シムキョクチョウ マエムラヒロフ 口座名義:人吉市小学校社会体育運営委員会 事務局長 前村洋宣	

### <サポーター(保護者の協力者)申し込み欄>

ふりがな		続柄	生年月日
氏名			( 歳)
ふりがな		続柄	生年月日
氏名			( 歳)

< 裏面も必ずご覧ください >

## ★加入に当たっての留意事項

1. この活動は、小学校の学習指導要領等に基づく活動とは離れた「社会体育」の活動になりますので、参加は任意となります。（参加を強制するものではありません。）
2. 上記1に基づく活動であるため、参加者の点呼(当日の出欠確認)は指導者等で行いますが、お子様の参加・不参加については、ご家庭で確認のうえ、欠席をされる場合は事務局へご連絡ください。なお、連絡のない欠席者につきましては、帰宅されたものと判断いたします。
3. 保険の効力の関係から、初回から参加予定の場合は、初回申込期限までにお申し込みを完了ください。途中での加入申し込みをされた場合は、申込日の翌週から活動へ参加することができます。

## ○人吉市小学校社会体育実施要項(抜粋)

第2条 社会体育は、レクリエーションスポーツその他総合的な運動を行うものとし、スポーツコーディネーター又は指導者が作成する指導案に基づき実施する。

(対象者)

第3条 社会体育の対象者は、市内の小学校に通学する4年生から6年生までの児童とする。

(社会体育への参加)

第4条 対象者が参加できる社会体育は、対象者が通学する小学校で行う社会体育とする。

(期間)

第5条 社会体育の実施期間は、6月から2月まで(夏季休業日及び冬季休業日を除く。)のうち、小学校の実情に応じた7か月間とする。

(回数及び時間)

第6条 社会体育は、前条に規定する期間において、少なくとも週1回実施する。ただし、社会体育の実施日(以下「実施日」という。)において、事情により社会体育が実施できないときは、スポーツコーディネーターと運営委員会事務局の判断により実施日に社会体育を実施しないことができる。

2 実施日において社会体育を実施する時間は、各小学校の放課後(概ね午後4時00分から午後5時30分までの時間をいう。)のうち、概ね60分間とする。

(活動場所)

第7条 活動場所は、市内小学校の体育館及び運動場とする。

(指導等)

第8条 社会体育に参加した児童の指導等は、スポーツコーディネーター並びに運営委員会が登録した指導者及び指導者を補佐するサポーターが行う。

(申込み等)

第9条 社会体育に加入を希望する児童の保護者等は、運営委員会に人吉市小学校社会体育加入申込書を提出しなければならない。

2 社会体育から退会を希望する児童の保護者等は、運営委員会に人吉市小学校社会体育退会届を提出しなければならない。

(会費)

第10条 社会体育に参加する児童の保護者等(以下「保護者等」という。)は、運営委員会が社会体育を実施するために必要な費用を負担するものとし、その額は、社会体育に参加する児童1人につき、年額7,000円(1月につき1,000円)とする。

2 前項の会費の計算について、前条第1項及び第2項の期間に1月未満の端数がある場合には、1月として計算する。この場合において、同条第2項の場合における、既納の会費については、人吉市小学校社会体育退会届が提出された月の翌月以後に係る会費を返還する。

3 保護者等は、第1項の額(以下「会費」という。)を一括で納付するものとし、その方法は運営委員会が別に定める方法により納付するものとする。

4 保護者等は、一括による会費の納付が困難な場合は、前期・後期の2回に分けて納付することができる。この場合において、保護者等は、人吉市小学校社会体育加入申込書を提出する際に、その旨を事務局に申し出なければならない。

### ◆問合せ先及び提出先

教育部社会教育課スポーツ振興係(事務局)  
(人吉市カルチャーパレス1F:人吉市下城本町1578-1)  
TEL 22-2111(内線5241)  
FAX 22-7019